

生産性を阻害する行政手続の簡素化 —手続き・システム—

(中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人手不足に関するWG)

1. 書類作成や役所への持込など、手続に手間がかかる → 不要となる手続：押印・電子署名等

- ①中小企業・小規模事業者にとって、オンライン手続が簡単に使えるよう、電子署名等を極力省略すべく、認証のあり方を見直す。
(平成31年度から簡便化)。【IT室、経産省、厚労省ほか関係省庁】
- ②そのため、平成30年度から、ID／パスワード等による「法人認証基盤」を構築（個人事業主にもID付与の方向）。【経産省、IT室】
- ③社会保険手続における従業員の押印又は署名についても、平成30年度から、順次不要とする。【厚労省】
- ④3年間で中小企業・小規模事業者約100万社へのITツール導入の支援を行う。【中企庁】

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
①ガイドラインの改訂、押印・電子署名の省略	IT室	「押印見直しガイドライン」改訂	平成29年度	申請書等への押印が不要、又は電子的な手法により代替可能となる。
	各省庁	上記ガイドラインに基づく、個別手続の押印廃止	平成30年度～	※個々の手続について、押印の必要性について精査を行った上で不要とする。
	IT室	「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」改訂 ※NISCと連携	平成29年度～30年度	取得・維持に手間及び金銭的コストを要する電子署名ではなく、ID／パスワード等の電子認証等、より簡易な手段での本人確認等が可能となる。
	各省庁	上記ガイドラインに基づく、本人確認方法の見直し ※電子署名は真に必要なものに限定	平成31年度	※個々の手続について、ユーザーの利便性と情報セキュリティのバランスに留意しつつ、電子署名の必要性について精査を行った上で、可能な限り法人認証基盤で代替していく。

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
②「法人認証基盤」の構築	経産省	1つのID・パスワード等を活用した電子認証システムの仕様を検討。	平成29年度	簡易な手段での本人確認が可能となり、補助金を始めとする行政手続の時間や手間が節約できる。 ※個々の手続について、ユーザーの利便性と情報セキュリティのバランスに留意しつつ、電子署名の必要性について精査を行った上で、可能な限り法人認証基盤で代替していく。
	経産省 (厚労省、 総務省ほか 関係省庁)	電子署名以外の本人確認インフラとして、 ID／パスワード等を用いた「法人認証基盤」を構築。法人番号を持たない個人事業主等のID管理方法について検討。厚労省、総務省ほか関係省庁は初期段階から議論に参加。	平成30年度	
	経産省 (各省庁)	経済産業省の複数の行政手続に法人認証基盤を実証導入。各省庁は所管する手続への実装を検討。	平成31年度	
	経産省	法人認証基盤を省内の手続に本格導入し、 他省庁にもシステムを共有。	平成32年度	

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
③社会保険手続における従業員の押印等の省略	厚労省	従業員の押印・署名の省略の可否を検討すべき手続を洗い出し。省略可能とした手続についてのスケジュールを、年度末までに、行政手続簡素化に向けた基本計画に明記。	平成29年度	<p>＜厚生年金の例＞</p> <p>【被保険者氏名変更(訂正)届、被保険者住所変更届】 押印・署名を求めている届書(氏名変更届:約37万件、住所変更届:約128万件)の省略により、事業所の手続が不要となる。</p>
	厚労省	厚生年金保険・健康保険については、「押印・署名の原則廃止」に向けた検討結果を踏まえ、可能なものから順次省略を実施していく。 雇用保険についても、検討結果を踏まえ可能なものから順次省略を実施していく。	平成30年度	<p>【育児休業等終了時報酬月額変更届など(計10種類)】 省略が可能となった場合には、従業員の該当事実を確認したことをもって、従業員の署名、押印を事業主による届出書に必要としないこととする。</p> <p>＜健康保険の例＞</p> <p>【育児休業等終了時報酬月額変更届など(計7種類)】 省略が可能となった場合には、従業員の該当事実を確認したことをもって、従業員の署名、押印を事業主による届出書に必要としないこととする。</p> <p>＜雇用保険の例＞</p> <p>【高年齢雇用継続給付支給申請】 2回目以降の申請時の本人の押印・署名を不要とする。</p> <p>【育児休業給付支給申請】 延長時を除く2回目以降の申請時の本人の押印・署名を不要とする。</p>
④ITツール導入支援	経産省	3年間で中小企業・小規模事業者約100万社へのITツール導入の支援を行う。	平成29年度～31年度	ITの導入により、税務、会計処理、労務等のバックオフィス業務等の効率化を実現する。

(参考) 「事業者目線」で見た時の電子署名の課題

○「商業登記認証局」が発行する電子証明書は、証明期間1年の場合、7,900円の発行手数料がかかる。

〔商業登記電子証明書の発行手数料〕

証明期間	3か月	6か月	9か月	12か月	15か月	18か月	21か月	24か月	27か月
発行手数料	2,500円	4,300円	6,100円	7,900円	9,700円	11,500円	13,300円	15,100円	16,900円

○また、民間ソフトウェアで、取得がオンラインで完結しない等の理由により、中小事業において電子署名の活用が進んでおらず、手続のための入力を進めたユーザーの9割以上が、電子認証の画面遷移で離脱しているとの声あり。

〔商業登記電子証明書の取得手続〕

事前準備 	専用ソフトウェアのインストール	○法務省が提供する <u>専用ソフトウェアを入手し(無償)</u> 、パソコンにインストール。
手順1 	必要なファイルの作成	○ <u>専用ソフトウェアを利用し</u> 、一定の仕様に準拠した「鍵ペアファイル」と「証明書発行申請ファイル」を作成。
手順2 	電子証明書の発行申請	○ <u>本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所</u> に「証明書発行申請ファイル」のほか、紙の「 <u>電子証明書発行申請書</u> 」、 <u>印鑑登録カード</u> を提出。 
手順3	電子証明書の取得(ダウンロード)	○インターネット経由で <u>電子認証登記所</u> にアクセスし、専用ソフトウェアを利用して電子証明書をダウンロード。

2. 補助金の申請手続が煩雑

→ 不要となる手続等：○紙の申請書の作成

○窓口を訪問しての書類提出

○企業の基本情報(法人基本情報、財務情報等)の複数回の記入・入力

補助金申請等の手続において、何度も同じ情報を記入しないで済む、「ワンスオンリー」を実現する。

①平成30年度から、主要な中小企業向け補助金から補助金申請システムを構築し、実証。【経産省】

②各省の主要な補助金手続について、平成32年度からワンスオンリーを実現する。雇用関係助成金についても、平成31年度までに具体的検討・準備を進め、平成32年度の稼働を目指す。その際、手続間での内容のばらつきを極力集約する。

自治体の補助金申請手続についても、国の取組の成果も踏まえて簡素化に取り組むよう、要請する。

【規制室、IT室、経産省、厚労省、総務省、ほか関係省庁】

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
①中小企業向け補助金申請システムの構築・本格化	経産省	申請手続の簡素化に向けた業務見直し（BPR）を行うとともに、システムの仕様検討を行う。 また、中小企業向けの複数の補助金について、類似情報の項目名・書き方を共通化。	平成29年度	複数の補助金を申請する場合も、紙の申請書に、同じような情報（社名、住所、財務情報等）を幾度も記載することが不要となる。 (デジタル化を通じたデータの利活用による、ワンスオンリーの実現)
	経産省	補助金申請システムのプロトタイプを構築し、中小企業向け補助金での実証を行う。 ※雇用関係助成金の申請手続電子化に向け、厚労省も議論に参加。 中小企業・自治体からのニーズ等を踏まえ、申請書の更なる標準化を進める。	平成30年度	便利なオンラインシステムを利用して窓口を訪問することなく補助金申請手続を行うことが可能となる。
	経産省	上記実証結果を踏まえ補助金申請システムの本格構築を進め、複数の中小企業向け補助金申請で本システムを実証導入。	平成31年度	

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
②-1 各補助金等のワンストップ化	経産省 (各省庁)	各省の主要な補助金等の手続について、平成31年度までに具体的検討・準備を進め、平成32年度の補助金システムの本格導入を目指す。その際、手続間での内容のばらつきを極力集約する。	平成31年度 (平成32年度からワンストップ化を実現)	複数の補助金（助成金）を申請する場合も、紙の申請書に、同じような情報（社名、住所、財務情報等）を幾度も記載することが不要となる。 (デジタル化を通じたデータの利活用による、ワンストップ化の実現)
	経産省 (総務省)	30年6月末までに、都道府県に対し、補助金申請の電子化に向けた国の取組状況の共有と自治体への協力要請を行う。	平成30年度	便利なオンラインシステムを利用して窓口を訪問することなく補助金申請手続を行うことが可能となる。
②-2 雇用関係助成金のオンライン化	厚労省	オンライン化に向けたスケジュール等の検討 支給要件・申請様式等の見直し（平成31年度まで逐次）	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の事務負担が軽減され、作業時間が短縮される（支給要件の見直し、記入事項の省略等）。 オンライン化後は、ハローワーク等に行って書類を出さなくてもすむようになる（来所時間、待ち時間の短縮）。
	厚労省	オンライン化に係る具体的検討 システム設計に向けた予算要求	平成30年度	
	厚労省	システム設計 システム運営に向けた予算要求	平成31年度 (平成32年度からのシステム稼働を目指す)	

3. 従業員に関する税・社会保険関連の手続が煩雑

→ 不要となる手続等：○従業員の属性情報に関する手続(住所変更届等)

○窓口を訪問しての手続

○行政機関に提出する社会保険や税の提出書類等に含まれる、企業や従業員に関する情報

従業員等に関する手続をワンストップ・ワンスオンリー化する。最終的には、原則として、企業からの重複する書類の提出手続を不要とすることを目指す。

①社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険）の従業員に関する手続に関し、平成29年度末に改定予定の行政手続の簡素化の基本計画に基づいて、(a)マイナンバー制度等を活用して住所変更届等を省略し、(b)基礎年金番号に加えマイナンバーによる手続の可能化、(c)電子申請の操作性・事務処理の改善等による利便性の向上を図り、認証の在り方の見直し（1. 再掲）等によって中小企業・小規模事業者にとってオンライン手続が簡単に使えるようにする。(d)同じタイミングで行われる資格取得届等の手続をワンスオンリー・ワンストップ化する。【厚労省、規制室】

②行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成29年度から企業が行政機関に提出を要する情報等の棚卸しを行い、平成30年度にロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備を開始する。

【IT室（厚労省、国税庁、総務省）、規制室】

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
①-a 住所変更手続の省略等	厚労省において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略に向けて、関係法令の整備。 日本年金機構において、マイナンバー収録事業を進め、基礎年金番号とマイナンバーを紐付け。 日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略について、システム改修及び事務フローの構築。	平成29年度	事業所からの届出が不要となる（氏名変更届：約37万件、住所変更届：約128万件）。
	日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略を実施。	平成31年度までのなるべく早い時期	

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
①ーb 基礎年金番号に加えマイナンバーによる手続の可能化	厚労省	厚労省において、基礎年金番号による手続に加えてマイナンバーによる各種手続の可能化に向けて、関係法令の整備。日本年金機構において、マイナンバー収録事業を進め、基礎年金番号とマイナンバーを紐付け。日本年金機構において、基礎年金番号による手続に加えてマイナンバーによる各種手続の可能化について、システム改修及び事務フローの構築。	平成29年度	事業主が年金手帳を管理する必要がなくなる。
	厚労省	日本年金機構において、基礎年金番号による手続に加えてマイナンバーによる各種手続を実施。	平成30年度	※実態として、従業員の年金手帳を管理するとともに、年金手帳で基礎年金番号を確認して手続を行う事業主が多い。 ※マイナンバーによる手続をした場合であっても、日本年金機構から事業主宛に送付する通知には基礎年金番号を記載。その後の手続は、基礎年金番号で行うことも可能。

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
①-c-1 オンライン手続の見直し(年金)	厚労省	厚労省、日本年金機構において、電子申請における現行の事務フローを分析するとともに、事業所、社会保険労務士から、電子申請に係る課題についてヒアリングを実施。 これらを踏まえて、システムの改修を含めた業務フローの見直しを検討。	平成29年度	電子申請による処理時間が短縮され、事業主の事務に要する時間と負担が軽減される。
	厚労省	日本年金機構において、業務フローの見直しの検討を踏まえた、システム改修の実施。	平成30年度	これまで紙申請を行っていた事業所が電子申請に移行することで、 ・行政窓口に出向かなくてよくなり、移動時間、待ち時間、受付時間及び郵送コストが削減され、 ・時間を気にせず、24時間いつでもどこからでも手続が可能となる。
	厚労省	日本年金機構において、システム改修を完成させた後、見直し後の業務フローによる電子申請事務の開始(年度中)。 (形式的なチェックや、入力ミス・記載漏れ等による返戻をシステム上で速やかに行い、職員が審査するプロセスを減らし、正しいデータが、迅速かつ着実に処理されるようにする)	平成31年度	さらに、e-Govの外部連携APIに対応した人事・給与等管理ソフトウェアを利用することで、既存の人事・給与等データから簡便に申請が可能となる。
①-c-2 オンライン手続の見直し(雇用保険)	厚労省	次期ハローワークシステムの調達・改修	平成29年度	電子申請時にエラー理由・修正方法が速やかに教示されるとともに、処理が迅速化されることで、事業主の利便性が向上する。
	厚労省	次期ハローワークシステムの改修	平成30年度	
	厚労省、総務省	次期ハローワークシステムの運用開始 e-Govとの連携強化に向けたハローワークシステムの調達・改修	平成31年度	
	厚労省、総務省	e-Govとハローワークシステムの連携強化開始	平成32年度	

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
①-d 様式・窓口統一化(ワンストップ化)	厚労省	関係局(安定、保険、年金)において、統一様式及びワンストップ受付窓口の設置に向けて調整を開始し、結論を得る。	平成29年度	1枚の様式に統一されることで、重複記載がなくなり、複数の様式を作成することが不要となる。
	厚労省	関係局及び実施機関(ハローワーク、日本年金機構)において、統一様式及びワンストップ受付窓口の設置に係る事務フローの構築。 統一様式に対応したハローワークシステム及び日本年金機構のシステムの改修を実施。	平成30年度	共通項目(事業所名、住所等)の記載が1回だけで済むため、届書の作成時間が削減される。 (厚生年金保険については、資格取得届:約299万件、資格喪失届:約293万件、健康保険については、資格取得届:約94万件、資格喪失届:約81万件、雇用保険については、資格取得届:約910万件、資格喪失届:約754万件)
	厚労省	実施機関における統一様式の適用及びワンストップ受付窓口の設置による事務処理を開始(年度中)。	平成31年度	年金事務所又はハローワークに一括して提出することで、移動時間や待ち時間、受付時間を削減。

②重複提供を不要とする仕組みの整備等	IT室	重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成29年度から企業が行政機関に提出を要する情報等の棚卸しを行うとともに、技術的課題の洗い出し等仕組みの構築に必要な検討を進める。	平成29年度	企業が行政機関に提出する社会保険や税の提出書類等に含まれる企業や従業員に関する情報について、行政機関への重複提出が不要となる。
	IT室	行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成30年度にロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備に着手。	平成30年度	